

一般社団法人 全日本テコンドー協会 会員規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第57条の規定に基づき、当法人の会員(定款第5条の会員をいう。以下、同じ。)について必要な事項を定める。

(会員の資格の取得の手続き等)

第2条 定款第7条第1項の規定により、会員(個人会員)(定款第5条(1)の会員(個人会員)をいう。以下、同じ。)となろうとする者は、年度ごとに、次に掲げる事項を、当協会指定のデータベースシステムに入力して会員登録を行い、次条第1項に規定する入会金及び次条第2項に規定する年会費を納入しなければならない。

(1) 氏名、住所、電話番号、ファックス番号(ファックスを有する場合に限る。)及び電子メールアドレス

(2) 所属する都道府県協会の名称及び所属する道場・学校の名称

(3) 生年月日及び性別

2 定款第7条第1項の規定により、賛助会員(定款第5条(3)の賛助会員をいう。以下、同じ。)となろうとする者は、次に掲げる事項及び援助の概要を記載した申込書(別表2)に、定款第7条第4項に規定する事項を証する書面を添えて、当法人の事務局に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 前項(1)に掲げる事項

(2) 援助を受けることの確認を行った理事、正会員又は事務局員の氏名

3 定款第7条第2項の規定により、正会員(定款第5条(2)の正会員をいう。以下、同じ。)となろうとする者は、次に掲げる事項を記載した申込書(別表3)に、定款第43条第2項の規定による推薦を受けたことを証する書面、有段者であることを証する書面及び定款第7条第4項に規定する事項を証する書面を添えて、当法人の事務局に提出し、正会員・役員選考委員会の選考を受け、理事会及び正会員総会の承認を受けなければならない。

(1) 第1項(1)～(3)に掲げる事項

(2) 所属する都道府県協会の名称

4 理事会は、定款第7条第3項の規定により、名誉会員(定款第5条(4)の名誉会員をいう。以下、同じ。)を推薦しようとする場合には、第1項(1)に掲げる事項を記載した書面、推薦をする理由を具体的に説明した書面及び定款第7条第4項に規定する事項を証する書面を正会員総会に提出して承認を受けなければならない。

- 5 当法人の事務局は、前各項の承認があった場合には、当該承認を受けた者に対し、直ちに当該承認があった旨を文書によって通知しなければならない。

(変更の届出)

第3条 会員(個人会員)にあつては、前条第1項(1)又は(2)に掲げる事項の変更があった場合、正会員にあつては、同条第3項(1)又は(2)に掲げる事項の変更があった場合、賛助会員及び名誉会員にあつては、氏名、住所、電話番号、ファックス番号(ファックスを有していた場合に限る。)及び電子メールアドレス(当法人から発信する電子メールを受信することができる電子メールアドレスを有し、当該電子メールを受信することを希望していた場合に限る。)の変更があった場合には、その変更部分を速やかに、データベースへの入力を含む所定の方法にて事務局に届け出なければならない。

(会費)

第4条 会員(個人会員)の会費の額は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|--------|
| 1) ジュニア会員(大学生まで) | 5,000円 |
| 2) 社会人会員(社会人以上) | 5,000円 |
| 3) ヴァーチャル会員 | 3,000円 |
- 2 会員(個人会員)が事業年度の中途において入会している場合であっても、会費の額は前項の額とする。
- 3 会員(個人会員)となった者が、翌年度も会員登録を更新する場合には、毎年5月末までに更新手続き及び会費を納入しなければならない。
- 4 正会員の会費の額は、正加盟団体の加盟団体費に含むものとする。
- 5 正会員は、各事業年度の会費を、毎年5月末までに納めなければならない。任期中に正会員の交代があった場合、前任者が当事業年度の会費を納入していなかったときには、後任者は就任後1か月以内に当事業年度の会費を納入しなければならない。
- 6 賛助会員の会費の額は、一事業年度に120,000円とする。
- 7 賛助会員が事業年度の中途において入会する場合であっても、当該賛助会員の当該事業年度に係る会費の額は、120,000円とする。
- 8 賛助会員の会費は、入会承認の通知を受けた後30日以内に納入するものとする。
- 9 納入された会費は、返還しない。ただし、会員として入会が承認されなかった場合には、当該入会金を返還するものとし、定款第10条に規定する期間若しくは事業年度において会員として資格を有している時期がない場合には、当該会費を返還するものとする。

第5～9条 削除

(他団体への加入等)

第10条 会員は、当法人及び定款第40条の加盟団体以外のテコンドーに関係する団体に加入等(加入、加盟、登録その他これらに準ずる行為をいう。以下、この条において同じ。)をする場合には、予め加入等をしようとする団体の名称及び所在地その他当該団体を特定できる事項を申し出て理事会の承認を得なければならない。

(会員の個人情報の利用目的)

第11条 当法人は、会員登録に際して取得した個人情報を次の目的のために使用する。

- (1) 当法人の会員の登録管理及び登録会員であることの識別
- (2) 当法人の会員資格の有無の確認のための問い合わせ
- (3) 会員カードの送付
- (4) 各種競技会のプログラム(参加者リスト、組合表など)掲載のための提供
- (5) 当法人のウェブサイトへ各種競技会の情報(結果を踏む。)の掲載
- (6) 当法人のウェブサイトへ強化指定選手情報の掲載
- (7) 当法人が主催する合宿の通知
- (8) 各種選考結果の通知

2 前項のほか個人情報の保護については、個人情報保護規程による。

(運用のために必要な細則)

第12条 本規程の運用のために必要な細則は、理事会が定める。

附則〔平成26年11月1日制定〕

- 1 この規程は、平成26年11月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成27年4月1日に開始する事業年度から適用し、当該事業年度の前事業年度に関しては、なお従前の例による。
- 3 第10条の規定は、前項の規定にかかわらず、平成27年4月1日以後に行う同条に規定する加入等(以下、この項において「加入等」という。)に適用し、同日前に行う加入等に関しては、なお従前の例による。

附則〔平成28年4月23日改正〕

平成28年4月23日の平成28年度第7回理事会において承認された第 11 条の改正は、同日から施行する。

附則〔平成29年2月11日改正〕

平成29年2月11日の平成28年度2月定例理事会において承認された第4条の改正は、平成29年4月1日に開始する事業年度から施行する。

附則〔平成30年3月10日改正〕

平成30年3月10日の定例理事会において承認された第4条第7項から10項及び第12条の改正は、同日から施行する。

附則〔令和3年4月13日改正〕

令和3年4月13日の理事会において承認された、2条ないし4条及び6条の改正ならびに第5条及び第7条ないし第9条の削除は、同日から施行する。

附則〔令和5年5月12日改正〕

令和5年5月12日の経営会議において承認された、4条4項の改正は、同日から施行する。

附則〔令和7年3月28日改正〕

令和7年1月17日及び3月28日の理事会において承認された第4条 1 項及び第 6 条の改正は令和7年4月1日から施行する。

附則〔令和7年5月22日改正〕

令和7年5月22日の理事会において承認された第4条1項3)〔ヴァーチャル会員の追加。会費については同6月29日正会員総会において承認〕については、令和7年6月29日から施行する。